

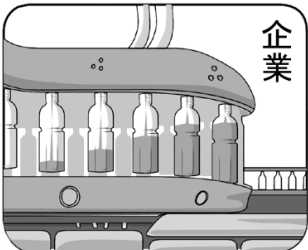


容器包装リサイクル

家庭から排出されるごみの多くは容器包装材です。

容器包装リサイクルとは、容器包装リサイクル法(容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)に基づき、家庭から排出される容器包装ごみをリサイクルするためのリサイクルシステムで、消費者、行政(市町村)、企業それぞれの責任や役割が定められています。

3者の責任や役割の内容について、当てはまる説明を右から選び出し、その記号と番号を書き入れてください。

	リサイクル 費用の負担 (A~C)	リサイクル 推進のための 役割 (1~7)		
 <p>消費者</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>A 収集運搬費用、異物除去などによる分別基準適合物にする費用、保管費用などを負担する</p>	<p>3 市町村が収集した容器包装廃棄物を引取、リサイクルする ただし、自社でリサイクルできない場合は、リサイクル業者に委託する</p>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>B 直接の費用負担はないが、行政(収集運搬費用等の負担)、企業(再商品化の費用負担)の費用負担は、最終的には税金や商品価格という形で消費者が負担する</p>	<p>4 分別収集した容器包装廃棄物を、異物除去などを行い、法律で定められた分別基準適合物にする</p>
 <p>行政(市町村)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>C リサイクルにかかる費用を負担する</p>	<p>5 容器包装材は、識別マークを目安に市町村のルールに従って分別する</p>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>1 分別基準適合物の容器包装廃棄物を適正に保管するとともに、再商品化事業者(リサイクル事業者)に渡す</p>	<p>6 容器包装材を使った商品を製造・販売・輸入している事業者、容器の製造や輸入をしている業者を特定事業者といい、リサイクルの義務が科せられている</p>
 <p>企業</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>2 家庭から排出された容器包装廃棄物を分別収集する</p>	<p>7 市町村の分別ルールに従って、容器包装廃棄物を分別して排出しなければならない</p>

年	組	名前
---	---	----